



県章

群馬県報

平成28年
5月13日(金)
第9398号

目次

ページ

告 示

- 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（児童福祉課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2

監査委員公告

- 監査結果の公表 2
- 監査結果に基づく措置状況 6
- 同 7

入札公告

- 一般競争入札の実施（図書館） 9

■ 告 示

◎群馬県告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の収納事務を委託した。

平成28年5月13日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名 埼玉県朝霞市東弁財一丁目2番16号 ジェーピーエヌ債権回収株式会社 代表取締役社長 宮武信夫
- 2 委託した事務の内容 群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年群馬県規則第21号）に規定する貸付金のうち未収金の収納事務
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

◎群馬県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月13日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	藤岡本庄線	藤岡市森字町田262番の2地先から 同市同字仲沖473番の3地先まで	前	8.0～11.2	164.0
			後	11.5～20.5	164.0

■ 監査委員公告

◎監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年5月13日

群馬県監査委員 横 田 秀 治
同 丸 山 幸 男
同 久保田 順一郎
同 狩 野 浩 志

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成27年度

3 監査対象機関 地域機関等56機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

5 機関別監査結果

(1) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
勢多農林高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (平成28年3月11日)	(注意事項) 地方自治法第210条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、全て歳入歳出予算としなければならないとされている。 当該機関は、実習等で発生する鉄くず等を随意契約により業者に売り払ったが、鉄くず等の売払代金の収納に当たり、売払代金から引取費用を相殺した額を受け取り、その額を歳入として調定していた。
高崎商業高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成28年3月3日)	
伊勢崎高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡東高等学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成28年3月4日)	
下仁田高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条高等学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (平成28年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (平成28年3月7日)	(注意事項) 当該機関は、職員1名の平成26年度給与改定に伴う差額の支給について、平成26年12月25日（支給日）に当該機関が所有する資金前渡職員口座に入金したが、その後の処理を失念したため、当該職員に支給したのは平成27年4月6日であった。
高崎特別支援学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (平成28年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成28年3月4日)	
館林特別支援学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (平成28年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (平成28年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

群馬県監査委員 横 田 秀 治

同 丸 山 幸 男

同 久保田 順一郎

同 狩 野 浩 志

監 査 対 象 機 関	太田行政県税事務所
監査結果の公表年月日	平成28年3月1日（群馬県報第9378号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（注意事項） 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用許可を行い、使用料及び光熱水費等経費を調定していた。 当該機関は、キャッシュコーナー使用許可に係る平成27年1月分及び2月分の電気料10,629円及び、理容所使用許可に係る平成26年10月から平成27年2月までのガス料7,288円について、平成26年度中に調定し平成26年度の歳入とすべきところ、平成27年度の歳入としていた。
講 じ た 措 置	再発防止に向けて、歳入の会計年度に係る関係法令等の周知徹底を行うとともに、チェック体制を強化することとした。 なお、平成27年度については、キャッシュコーナーに係る平成28年1月分及び2月分の電気料の調定を同年3月8日に行い、同月22日に歳入となった。 理容所のガス料についても、平成27年10月から平成28年2月分までの調定を同年3月23日に行い、同年4月11日に歳入となった。

監 査 対 象 機 関	県民健康科学大学
監査結果の公表年月日	平成28年3月1日（群馬県報第9378号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（注意事項） 当該機関は平成27年4月9日付けで一般廃棄物収集運搬業務委託契約（単価契約）を締結した。 当該機関は当該業務に係る支出において、請求書に記載された事項の調査を十分に行わずに支出命令を行ったため、同年6月15日から事務監査日（同年11月17日）現在までの間に4,200円過小に支出した一方で8,280円過大に支出していた。

	（注意事項） 当該機関は、図書館非常勤受付業務補助業務に従事させるため、平成27年4月1日に臨時雇用者2名（第2種）を雇用し、事務監査日（同年11月17日）現在まで継続して雇用している。 臨時雇用者の勤務時間及び勤務日数については、臨時雇用者取扱基本要領（以下「要領」という。）で定められており、第2種臨時雇用者は1月の勤務日数が14日以内で1日の勤務時間が7時間45分とされている。 当該機関は、要領と異なる勤務時間で当該臨時雇用者を雇用していた。
講 じ た 措 置	支出事務については、相手方と契約内容を再確認し、過払金4,080円の戻入処理を行った。 また、再発防止のため、契約単価の確認及び請求書と処理伝票の照合を複数人で行うよう周知徹底を図った。 図書館非常勤受付業務補助業務に従事する臨時雇用者については、平成28年1月から要領にのっとり勤務時間に変更して雇用することとした。 また、再発防止のため、新たに臨時雇用者を雇用する場合は、雇用種別と勤務時間を配属係と雇用担当者で確認し合い、要領にのっとり雇用をするよう周知徹底を図った。

監 査 対 象 機 関	伊勢崎保健福祉事務所
監査結果の公表年月日	平成28年3月1日（群馬県報第9378号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（注意事項） 当該機関は、臨時雇用者1名（第4種、1週間の所定勤務日数5日）を平成27年9月1日から同年10月31日まで雇用した。 臨時雇用者に付与される年次有給休暇については、臨時雇用者の休暇取扱要領で定められており、1週間の所定勤務日数が5日の者は、最初の6ヶ月間は1ヶ月につき1日が付与される。 当該機関では、当該臨時雇用者に年次有給休暇を付与しなかったため、賃金の支給が11,860円過少であった。
講 じ た 措 置	当該臨時雇用者に対し、過少分11,860円を平成27年12月24日に支給（口座振替）した。 今後は、臨時雇用者の休暇取扱要領に基づき、適切に臨時雇用者に年次有給休暇を付与することとした。

◎監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第18回行政監査の結果に基づき知事から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

群馬県監査委員 横 田 秀 治
同 丸 山 幸 男
同 久保田 順一郎
同 狩 野 浩 志

第1 監査の結果の報告

第18回行政監査の結果については、平成26年3月25日に県議会議長、知事及び関係する委員会の長に通知（平成26年3月28日付け群馬県報号外第4号で公表）した。

第2 監査のテーマ

調査研究業務の外部委託について

第3 講じた措置

監査対象機関：総務課

監査の結果及び意見
1 委託手順について 外部委託推進の目的でガイドラインが、財務会計の適正化の目的で「会計事務の手引」（会計局作成。以下「手引」という。）が作成されているが、調査研究業務の外部委託を適正かつ効果的に実施するためには、それぞれ内容の充実が必要である。 そのため、ガイドラインや手引に外部委託の事務処理手順や手順ごとの留意事項を明らかにするとともに、次の事項を追加記載するなどして、全庁的に周知することを要望する。 ・過去に同様な調査が行われていないかの確認 ・他部局の施策に関連する場合の関係所属との調整 ・積算、仕様書、委託実施及び成果品の内容が一致する基本原則 ・契約書及び請書等に記載すべき事項 - 報告書等成果品著作権の帰属 - 個人情報の取扱い、保存及び廃棄 - 県からの提供データの取扱い 等 ・契約書及び請書等を省略しても支障がないと認められる事例 ・標準的な積算項目及び積算根拠の明示 ・受託業者との協議事項・打合せ事項の記録及び保存
講じた措置（処理状況）
1 実施した取組内容及び成果 群馬県外部委託等推進ガイドラインを次のとおり改正し、庁内掲示板への掲示やホームページへの掲載等により周知を図った。 「7 委託先選定に当たっての留意事項」を「7 委託先選定及び委託事業実施に当たっての留意事項」とした上で、7に次の（7）以下を加えた。 （7）知的財産権の帰属 発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合は、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にする。 （8）協議事項等 アンケート調査を実施する場合の内容など、委託業務を進めるに当たって必要となる協議事項を仕様書等において示す。その場合、協議を行った内容について、書面で記録に残すよう努める。 （9）県からの提供データの取扱い 県から受託業者へ資料を提供する必要がある場合は、適切な保管及び廃棄方法を契約書や仕様書に記載し、資料の保管及び廃棄を行う必要がある。 （10）関係部局との調整 調査研究業務の外部委託に当たっては、他所属において過去に同様の調査が行われている場合には情報収集、他所属の関連施策事業に関係する場合には、調査の内容、方法及び情報共有について検討を行い、効率的・効果的に事業を行う。 （11）調査結果の公表 調査研究業務の結果は、その結果がより広範に活用されるよう、県ホームページ等で県民に対して公表するよう努める。 （12）その他 事務処理は、手引等を参考に進める。 意見のうち上記で改正していないものについては、手引にて対応を行う。

監査対象機関：県民生活課

監査の結果及び意見
1 積極的な情報公開について

群馬県情報公開条例（以下「公開条例」という。）第7条第1項において、「県民への積極的な情報の提供及び自主的な広報手段の充実に努める。」と規定されていることから、県民等に対して可能な限り積極的な情報提供を行い、その成果を県民等と共有する必要がある。

そのため、調査研究業務を始め各種業務結果を、原則県ホームページ等に掲載することを要望する。

講じた措置（処理状況）

1 実施した取組内容及び成果

公開条例第4条（情報の公表）では、県自らに県の保有する一定の情報を公開する「義務」を課して行うことを、また、公開条例第7条（情報の提供）では、県政に関する情報を「任意」に公開することを規定している。

既に各種研究及び業務における成果あるいは結果等を県ホームページ等で公表している事例もあるが、県は県民が必要とするであろう情報を的確に判断し、上記結果等について県ホームページ等において公開することで、県政への理解を深めてもらうことが必要と考える。

よって、県民への情報提供をさらに推進するため、県の情報公開制度の趣旨にのっとり積極的な「情報の提供」を実施するよう、通知発出により職員に周知した。

監査対象機関：会計課

監査の結果及び意見

1 委託手順について

外部委託推進の目的でガイドラインが、財務会計の適正化の目的で「会計事務の手引」（会計局作成。以下「手引」という。）が作成されているが、調査研究業務の外部委託を適正かつ効果的に実施するためには、それぞれ内容の充実が必要である。

そのため、ガイドラインや手引に外部委託の事務処理手順や手順ごとの留意事項を明らかにするとともに、次の事項を追加記載するなどして、全庁的に周知することを要望する。

- ・過去に同様な調査が行われていないかの確認
- ・他部局の施策に関連する場合の関係所属との調整
- ・積算、仕様書、委託実施及び成果品の内容が一致する基本原則
- ・契約書及び請書等に記載すべき事項
 - 報告書等成果品著作権の帰属
 - 個人情報の取扱い、保存及び廃棄
 - 県からの提供データの取扱い 等
- ・契約書及び請書等を省略しても支障がないと認められる事例
- ・標準的な積算項目及び積算根拠の明示
- ・受託業者との協議事項・打合せ事項の記録及び保存

講じた措置（処理状況）

1 委託手順について

手引に外部委託の事務処理手順や手順ごとの留意事項を明らかにするとともに、総務課で作成している群馬県外部委託等推進ガイドラインを参照するよう追加記載した。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年5月13日

群馬県立図書館長 中山 勝文

1 調達内容

- (1) 名称及び数量 群馬県立図書館情報提供システム（5次）サーバ類の賃貸借及び保守委託 一式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 機器賃貸借及び保守期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
- (4) 納入場所 群馬県立図書館
- (5) 入札方法 本件入札は、単独企業による総合評価一般競争入札方法により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成28年6月10日（金）までに群馬県会計局会計課に申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、名簿への登載を確認し群馬県立図書館資料情報係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 過去2年の間に複数の都道府県立図書館で、自社で開発した図書管理システムを稼働させていた実績があること。
- (7) システムの構築運用に関する業務を担当する者は、システム運用業務に関して情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認定及びプライバシーマークの付与に関する認定若しくはこれらと同等の信頼性があると知事が認める認定を取得済み又は平成28年12月31日までに取得見込みであること。
- (8) 当該調達物品に係る保守等アフターサービスを長期にわたり円滑に満たし得る者であること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒371-0017 群馬県前橋市日吉町一丁目9番1号 群馬県立図書館資料情報係 担当：青木淳、田村藍子 電話027-231-3336 ファクシミリ027-235-4196
- (2) 入札説明書等の交付方法 平成28年5月17日（火）から同年6月7日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日及び月曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受け

なければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成28年6月17日（金）までに競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成28年6月10日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日及び月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立図書館情報提供システム（5次）サーバ類の賃貸借及び保守委託一式の資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月30日（木）午前11時 群馬県立図書館3階研究室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月29日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立図書館長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等及び「6月30日開札 群馬県立図書館情報提供システム（5次）サーバ類の賃貸借及び保守委託一式の入札書在中」と、表封筒には「入札書在中」とそれぞれ朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求を全て満たし、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ア 技術点は、入札説明書記載の提案書評価表に基づき、群馬県立図書館情報提供システム（5次）導入事業審査委員会が総合評価のための提案書を審査し、次により算出する。なお、技術点の満点は700点とする。

(ア) 評価項目単位の採点 総合評価のための提案書の記載内容により1から5点までの5段階評価とする。

5段階の評価の目安は次のとおりとする。なお、提案書評価表にある次の項目（番号：2-2、2-5、2-6、2-7、4-1、4-2、4-3）に関しては、提案内容が記載していなかった場合は、0点とする。

（目安） 非常に優れている（5点）

優れている（4点）

普通である（3点）

劣っている（2点）

評価に値しない（1点）

(イ) 評価項目単位の重み 重要度に応じて、1から5までの重みを各評価項目単位に設定する。

(ウ) 評価項目点 評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

(エ) 技術点 評価項目点を集計し、審査委員の合計点を算出し、その平均を当該入札者の技術点とする。なお、技術点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。なお、価格点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

価格点 = $300 \times (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格}))$

(6) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Katsufumi Nakayama, Head Librarian of Gunma Prefectural Library

(2) Nature of the products and services to be procured: Lease and maintenance of Library Management Computer System

(3) Delivery location: Gunma Prefectural Library

(4) Rent and maintenance period: From January 1, 2017 to December 31, 2021

(5) Deadline for tender: Thursday, June 30, 2016 at 11:00 a.m. (tender by registered mail must be received by Wednesday, June 29, 2016 at 5:00 p.m.)

(6) For further information, contact: Jun Aoki or Aiko Tamura, Material Information Group Office of Gunma Prefectural Library, 1-9-1 Hiyoshi-cho, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0017, Japan, TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
